

資格に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本会が付与する資格に関して必要な事項を定める。

(資格の種類)

第2条 資格の種類及び会員区分は、下記の通りとする。

会員区分	付与資格	資格の定義
正会員	経営士	経営士とは、本会が実施する試験又は審査に合格し、本会の正会員として入会した者で、経営管理に関する高度な専門知識を駆使して経営の効率化、業績向上、企業文化の創造・成熟化などに貢献できるスペシャリストのことを言う。
準会員	経営士補	経営士補とは、本会が実施する試験又は審査に合格し、本会の準会員として入会した者で、経営士の補佐に相応しい専門知識を有するとともに、「経営士」を目指して、さらに高度な経営管理に関する専門知識の習得に努めている者を言う。
	環境経営士	環境経営士とは、本会が実施する試験又は審査に合格し、本会の準会員として入会した者で、企業・団体における環境経営及び環境保全活動に対し、適切な助言及び支援のできるスペシャリストのことを言う。
	SDG s 経営士	SDG s 経営士とは、本会が実施する、試験又は審査に合格し、本会の準会員として入会した者で企業・団体におけるSDG s 関連活動に対し、適切な助言及び支援のできるスペシャリストのことを言う。
学生	准経営士補	産業能率大学の通学4年制の経営学部、情報マネジメント学部の者で、所要科目の単位を取得しており、担当教員の推薦状のある、卒業間近で卒業要件を満たしている者か、卒業後、社会経験3年未満の者を言う。
	准環境経営士	一般社団法人日本経営士会が実施するAMCJ大学講座で環境に関連する所定の単位を取得し、認定した学生、または大学卒業後、社会経験3年未満の者をいう。

	学生	准SDGs 経営士	一般社団法人日本経営士会が実施する AMCJ 大学講座で SDGs に関連する所定の単位を取得し、認定した学生、または大学卒業後、社会経験 3 年未満の者をいう。
--	----	-----------	---

(有効期間)

第 3 条 資格の有効期間は下記のとおりとする。

「経営士」、「経営士補」、「環境経営士」「SDGs 経営士」「准経営士補」「准環境経営士」「准SDGs 経営士」の有効期間は、会員資格の喪失までとする。
但し、「環境経営士」については、2年に1回以上、本会が行う「環境経営士フォローアップ講座」等を受講しなければならない。「SDGs 経営士」についても、2年に1回以上、本会が行う「SDGs 経営士フォローアップ研修」等を受講しなければならない。

(試験の受験資格および養成講座の受講要件)

第 4 条 試験の受験資格および養成講座の受講要件は下記のとおりとする。

1 「経営士」「経営士補」

(1) 「経営士」「経営士補」の受験資格および養成講座の受講要件

- ① 大卒以上の学識を有すること。
大卒でない場合は、社会での学習実績等で学識を判断する。
- ② 社会人経験が、経営士の場合 5 年以上、経営士補の場合 3 年以上とする。
- ③ 法律に違反して処分を受け 2 年を経過しないなど、本会により不適と判断された者でないこと。

(2) 「経営士」「経営士補」の試験

- ① 経営士試験は、筆記試験、面接試験、経歴審査の 3 種類により行う。
- ② 試験は、原則として 5 月及び 11 月に行う。

2 「環境経営士」資格取得申請の要件

(1) 「環境経営士」の資格付与を受けようとする者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- ① 本会が行う「環境経営士養成講座（ベーシックコース及びアドバンストコース）」の修了者であること。
- ② 環境マネジメントシステムの審査員及び本会が認める環境関連の資格保持者については、アドバンストコースの修了者であること。

3 「SDGs 経営士」資格取得申請の要件

「SDGs 経営士」の資格付与を受けようとする者は「SDGs 経営士養成講座」の修了者であることが条件となる。

4 「准経営士補」資格取得申請の要件と特例

(1) 「准経営士補」の資格審査及び資格付与においては、産業能率大学の通学4年制の経営学部、情報マネジメント学部の者で、卒業間近で卒業要件を満たしている者か、卒業後、社会経験3年未満の者であり、さらに以下の①～③の条件のすべてを満たしている者であることが前提条件になる。

そのうえで、理事会の承認を得て資格の付与を行う。

- ① 卒業要件の充足または卒業証明書があること。
- ② それぞれの学部で、以下の科目のうち1科目を単位取得していること。
ただし、今後、科目名が変更になる場合は、類似科目とする。

1) 経営学部の者

「中小企業の経営を考える」「ビジネス倫理」「中小企業のための予防法務」

2) 情報マネジメント学部の者

「ビジネスの法務」「マネジメント思想と技法」「経営分析」

- ③ 担当教授または学部長からの推薦状があること。

「資格審査委員会」は、これらの条件についての申請内容および、“資格審査にかかわる面接実施要領”に定められた、別表1：面接結果表について確認する。

(2) 「准経営士補」については、以下の特例を設ける。

「准経営士補」取得の産業能率大学の卒業生が実務経験を3年積んだ後、本人からの申請があれば、経営士補の筆記試験を免除する。

5 「准環境経営士」資格取得申請の要件

「准環境経営士」の資格付与を受けようとする者は一般社団法人日本経営士会が実施するAMCJ大学講座で環境に関連する所定の単位を取得し、認定を受けることが条件となる。

6 「准SDGs 経営士」資格取得申請の要件

「准SDGs 経営士」の資格付与を受けようとする者は一般社団法人日本経営士会が実施するAMCJ大学講座でSDGsに関連する所定の単位を取得し、認定を受けることが条件となる。

(資格審査と付与)

第5条 資格の審査及び付与は次により行う。

- 1 「経営士」及び「経営士補」の資格審査及び付与は、「資格審査委員会」が、以下の審査を行い、理事会の承認を得て資格の付与を行う。
 - (1) 試験入会の場合
受験資格と試験結果および支部での面接結果
 - (2) 各養成講座での修了入会の場合
 - ① 大卒以上の学識を有すること。
ただし、大卒でない場合は、社会での学習実績等で学識を判断する。
 - ② 社会人経験が、経営士の場合5年以上、経営士補の場合3年以上。
 - ③ 各養成講座の塾長が定める修了試験の合否による修了審査結果
 - ④ リアル講座がない養成講座の場合は、塾長面接による面接結果
 - (3) 推薦入会の場合
経営士（補）推薦入会規程に定める推薦の適格要件および支部での面接結果
- 2 「環境経営士」の資格審査及び付与は、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。
- 3 「SDGs経営士」の資格
「SDGs経営士」の資格審査及び資格付与は、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。
- 4 「准経営士補」の資格審査及び資格付与は、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。
- 5 「准環境経営士」の資格審査及び資格付与は、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。
- 6 「准SDGs経営士」の資格審査及び資格付与は、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。

(経営士補の経営士への昇格)

第6条 経営士補の経営士への昇格は次により行う。

- 1 経営士推薦入会規程の推薦入会基準を満たす経営士補で、経営士への昇格を目指す者は、この規程に基づく推薦入会基準を満たすことを示す書面をもとに、支部長等の推薦人に対して経営士への昇格申請を行うことができる。
- 2 経営士推薦入会規程の推薦入会基準を満たしていない経営士補で、経営士への昇格を目指す者は、別途定める研修等の受講時間数 30 時間以上（実務研修を含む）を示す様式をもとに、支部長等の推薦人に対して経営士への昇格申請を行うことができる。
- 3 推薦人は、被推薦人からの昇格申請の内容を確認したうえで、昇格申請に基づいて昇格推薦書を作成し、昇格申請の書類とともに本部事務局に提出する。
資格審査委員会の審議と、理事会の承認を経て、被推薦人は経営士に昇格することができる。

(推薦による「経営士」「経営士補」の資格付与と入会)

第7条 下記の規程により、「経営士」と「経営士補」について、推薦により入会することが出来る。

- 1 経営士推薦入会規程
- 2 産業能率大学通信教育課程の卒業生向け経営士補推薦入会規程
- 3 経営士補推薦入会規程

(改定と改訂)

第8条 この規程は、必要と認めるときに理事会の決議により改定または改訂をすることができる。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 8 日	一部改定	／	令和 2 年 9 月 14 日	一部改定
令和 2 年 10 月 19 日	一部改定	／	令和 3 年 2 月 22 日	一部改定
令和 3 年 3 月 19 日	一部改定	／	令和 4 年 5 月 23 日	一部改定
令和 5 年 1 月 20 日	一部改定	／	令和 5 年 8 月 18 日	一部改定
令和 5 年 9 月 15 日	一部改定			